

令和5年9月11日開催の企画研修『制度を使いこなせるケアマネジメント～地域共生社会における介護支援専門員の役割～』で行いましたWebアンケートにてご質問をいただきましたので回答いたします。

*質問部分については一部抜粋して掲載しております。

Q1.

経歴として、介護支援専門員と障害相談支援専門員、共に計画作成を行ってきました。現在は地域包括にて主任介護支援専門員として活動しています。その中で、移行時期の方への説明に対しては、いつも考えさせられます。また、現在は、地域包括支援センターという立ち位置から、介護保険への移行前に相談を受け、差額保証制度についても、相談支援員が知らず提案と一緒に検討相談した経緯もあります。結果、保険者に確認したら、差額に関しては、おおよそ一年後の入金ということや、サービス時間が足りないためと相談員から言われたため、一緒に整理し、相談を受けていくと、加算が取れることに気が付いてもらうことができました。(時間が足りないので介護保険に移行したいとの相談でした。) 現在、介護支援専門員も決めています。介護保険は申請せず、障害福祉のみで対応しています。そこで先生にお尋ねしたいのですが、研修の時に市町が65歳達成した方に介護保険の申請を受けるように話されるとのことだったように理解しましたが、先ほどの事例の場合、私は、まず、障害福祉でもう少し調整しましょう。一緒に検討しましょう。と話して障害福祉で調整ができています。(介護保険であれば要介護5は出る方で一人暮らしです) 今は相談支援員のサポートに入っていますが、必ず、65歳となり現行のサービスで難しい場合は、介護保険申請しないといけないのでしょうか。また、介護保険を申請したことにより、障害福祉に戻ることができるのでしょうか。(私はできないと認識しています) お教えてください。

A1. (講師回答)

自治体ごとに異なります。自治体によっては、「とにかく介護保険申請をしてくれ」というところもあります。「戻る」という表現は難しいですが、介護保険を「使い切れれば(それでも足りない場合は)」、障害福祉を使うことは可能という整理です。

Q2.

介護保険サービスの有料化に合わせて、ケアマネジャーの報酬も以前からいられていましたが、どの程度の自己負担を国は考えておられるのでしょうか。そうなれば、ケアマネジャーの居宅事業所選択基準も用意されるのでしょうか。

A2. (講師回答)

不明です。

Q3.

障害の相談事業所は、ホームページなどで該当する地域で検索すればよいのでしょうか。

A3. (講師回答)

はい、地区ごとに大まかに受け持ちがあります。

Q4.

地域共生社会構築の理解を進める、深めるにはどのようなことを意識したり、吸収したりすることを心掛ければよかったですでしょうか。

A4. (講師回答)

分野を超えた事例、多職種との積極的な交流を心がけてくださいませ。

Q5.

講義の中でも質問させていただきましたが、やはり情勢的には共生型社会の支援の要としてケアマネジャーが担当せざるを得ないし、実務に携わっている私にとってはむしろスキルの幅が広がると思っていますが、国の大きな流れとしてはどうなのか、ご教示頂ければ幸いです。

A5. (講師回答)

「重層的支援体制整備事業」というかたちで「専門職の垣根を超えて、(非専門職を含めた)地域で」というのが大きな流れです。

Q6.

介護保険のヘルパーの上乗せについてですが、要介護5、障害2級体幹不自由の方で介護保険限度額オーバーの方に上乗せできればと思い支援課に相談したところ二肢不自由がないと重度が取れないのでできないと言われました。年金も少なく家族様も就労しないと生活できない中何とか自宅で見てあげたいと思われているのですが移送費、医療費以外の補助で何か手だてがあるのか教えていただきたいです。また講義の中で行政より障害支援事業所に聞いた方がいいと伺ったのでそのような内容の相談をしてもかまわないのでしょうか。

A6. (講師回答)

「重度が取れない」というのは自治体独自の基準でして、それが本人の生活を著しく困難にしているのでしたら、不服申立て等（訴訟も含みます）もありえます。「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」に相談することもできます（全国のノウハウが集まっているので、各自治体の事情にも詳しいかと思います）。

Q7.

65 歳未満の特定疾病にあてはまらない難病患者で身体障害者手帳も取得されていない方の、補装具に関する相談や、住環境整備の相談で、京都府の難病支援センター、管轄の保健所、行政の障害福祉担当課へ相談と 3 箇所へ相談を持ちかけたことがありました。かかりつけの医療機関も制度利用は詳しくありません。何処へ相談すれば一番スムーズでしょうか。

A7. (講師回答)

お近くの相談支援事業所が良いかと思います。

Q8.

制度で受けとめきれないニーズをどうするか。大きな課題だと思います。現場の声をどんどん挙げていけば、法律を変えられるところまで届くでしょうか。どこに挙げていけば良いのでしょうか。

A8. (講師回答)

法律を変えるのは難しいですが、自治体の運用は交渉・訴訟等では変えることは可能です。

Q9.

高額障害福祉サービス等給付費の期限はありますか。

A9. (講師回答)

担当の自治体にお問い合わせくださいませ。

Q10.

今回の研修では、障害が認定されている（障害者手帳をもっている）方が対象であったように思うのですが、実際現場では、担当させていただいている高齢者のご子息で引きこもりの方がいらっしゃる事例があります。高齢者の方のご子息なので若い方でも 30 代後半から 50 代の方が多いのですが、この年齢になると知的障害や発達障害の診断を付けることが難しいと精神科の医師に言われ、障害者手帳の申請もできず、障害者のサービスにつなげることができない案件となり、担当をしている高齢者の生活も含め立て直すのに困難を生じています。金銭面では生活保護を申請すれば何とかかなると思うのですが、自室はゴミ屋敷となっていたり、親である高齢者がなくなった後の生活の立て直しは 65 歳を待たないとできない状態であると思います。今後このような方が増加するのではと思うのですが、介護保険も障害者サービスも利用できないハザマの人に関してのアプローチについてご助言を頂けますと助かります。

A 10.（講師回答）

療育手帳・精神保健福祉手帳の有無は障害者総合支援法の利用要件ではありません（身体は利用要件になっています）ので、諦めずに利用申請を出してください。

Q11.

介護業界の DX、ケアマネ業務の ICT 化に興味があります。連絡先を教えてください。

A 11.（講師回答）

株式会社 MOVED に相談をお願いします。会社経由で私もお手伝いできます。

<https://www.moved.co.jp/hatatore/lp/>

support@moved.co.jp